

# 厚生年金基金令等の一部を改正する政令について

## 第1 概要

### 1 厚生年金基金令の一部改正

厚生年金の標準報酬月額及び標準賞与額が改定された時は、当該改定後の上限を、厚生年金基金の報酬標準給与及び賞与標準給与の最高額の下限とすることとする。

厚生年金基金の免除保険料率を、「財政の現況及び見通し」が作成される場合に決定することとするとともに、厚生年金基金等が積み立てておくべき責任準備金については、「当分の間」、現行の計算方法により算定することとする。

### 2 確定拠出年金法施行令の一部改正

確定拠出年金の拠出限度額を引き上げるとともに、他の制度から資産を移換する際の移換期限を緩和する等、手続の緩和を図る。

#### 【拠出限度額の引上げ】

##### （企業型年金）

他の企業年金がない場合 3.6万円 4.6万円（月額）

他の企業年金がある場合 1.8万円 2.3万円（月額）

##### （個人型年金）

企業年金がない場合 1.5万円 1.8万円（月額）

## 第2 スケジュール

事務次官等会議	8月 9日
閣 議	8月10日
施 行 日	10月 1日